

社会福祉法人三木町社会福祉協議会

無料法律相談実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住民の日常生活上の問題、紛争等のうち、その解決に専門的な法律の知識を要するものについて、専門家である弁護士が適切な指導、助言を行う社会福祉法人三木町社会福祉協議会無料法律相談（以下「相談」という。）の実施に關して必要な事項を定める。

(相談員)

第2条 相談員は、弁護士法（昭和24年法律205号）の規定による弁護士である者のうち、香川県弁護士会に所属する弁護士をもって充てる。

(相談の内容)

第3条 相談の内容は、原則として民事上の問題に関するものとし、営利を目的とするものを除いたものとする。

(対象者)

第4条 相談をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に住所を有する者の親族（2親等以内）及び成年後見人

(相談の日時等)

第5条 相談の日時、場所、相談の方法は、次の各号に掲げるとおりとし、相談日前月発行の三木町広報誌「広報みき」において周知するものとする。

- (1) 相談日は、原則として5月、8月、11月、2月の第4金曜日に実施する。
- (2) 相談時間は、午前9時30分から午後4時20分までとする。
- (3) 相談の場所は、防災センター内研修室とする。
- (4) 相談の方法は、原則対面とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認めるときは、相談を実施する日時、場所等を臨時に変更することができる。

(相談予約の申込み)

第6条 相談を希望する者は、あらかじめ、三木町広報誌「広報みき」において周知した社会福祉法人三木町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の窓口及び電話等にて、次の各号に掲げる事項を伝えて申込み、予約をしなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 連絡先の電話番号
- (4) 相談内容
- (5) その他必要な事項

2 予約の受付は、原則として、相談月の1日、この日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の平日のそれぞれ午前8時30分から開始し、相談日の前日の午後5時15分までとする。

(相談時間及び回数の制限)

第7条 相談の時間は、1回につき40分以内とし、相談の回数は、それぞれ同一内容の相談につき1回限りとする。

2 相談者は、前回の相談から6か月が経過するまでの間、次の相談をすることはできないものとする。

(相談の費用)

第8条 相談をするための費用は、無料とする。

(相談者の禁止事項)

第9条 相談者は、相談をしている時、あるいは相談終了後について、次の各号については行ってはならない。

- (1) 相談員に事前の承諾を得ず、相談内容を録音すること。
- (2) 相談後において、相談員の連絡先等について本会に照会すること。ただし、特別の事由がある場合を除く。

(相談員の遵守事項)

第10条 相談員は、相談の実施にあたっては次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 相談者に親切かつ公平に対応すること。
- (2) 相談に対しては、特別の事由がある場合を除き、即日回答をすること。

(個人情報の適正な保護)

第 11 条 相談に従事する者は、本会個人情報保護規程に基づき、個人情報を相談業務により収集、保管及び利用するにあたっては、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるよう努めなければならない。

(個別相談記録の保持)

第 12 条 本会は、個別の相談内容及びその結果についての記録を保持しないものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。